小規模事業者経営改善資金融資制度

無担保　無保証人

マル経資金融資

小規模事業者の資金調達を支援します！

マル経資金融資は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証・低利で融資する制度です。

ご融資の条件

限度額	2,000万円
利率 ※契約時の利率が適用されます	年1.21％ 〈2019年12月2日現在〉
返済期間	●運転資金　7年以内 ●設備資金　10年以内 据置期間：運転資金は1年以内、設備資金は2年以内
保証人・担保	保証人・担保は不要です

マル経資金融資とは

全国の商工会議所、商工会で6ヶ月以上経営指導を受けた方に対して、㈱日本政策金融公庫が事業資金の融資を行う国の制度です。

平成20年度より飲食店・理美容・旅館クリーニング業などの方も、**「設備投資資金」**のご利用が可能となりました。

※利率は変動しますので、詳しくはお問い合わせください。
※固定金利です。借入期間中に金利の変動があった場合でも金利は据え置かれます。

運転資金として

- ●商品や材料の仕入に
- ●支払手形や買掛金・諸経費の決済に
- ●受取サイトの延長や貸倒金の対処に
- ●賞与など一時的な支払に

設備資金として

- ●事業用車両の購入や買替えに
- ●機械や事務機器の導入や買替えに
- ●工場や店舗の増改築に

※手数料などは一切不要です。

ご融資の対象となる事業所、必要書類など詳しくは裏面をご覧ください。

ご相談・お申込みは　新潟商工会議所 経営相談課　まで

TEL.025-290-4411／FAX.025-290-4421

マル経資金融資 ご利用いただける方

1.常時使用する従業員数　**商業・サービス業**（宿泊業及び娯楽業を除く）　**5人以下**
製造業・建設業等　**20人以下**

※常時使用する従業員とは、法人の場合にはパート・役員を除いた従業員数です。
また、個人事業の場合には、パート・専従者を除いた従業員数です。

2.新潟商工会議所管内で最近1年以上事業を行っていること

3.新潟商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けていること

4.税金（所得税・法人税・事業税・市県民税等）**を完納していること**

※日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用できません。
（金融業・保険業・娯楽業・政治、経済、文化団体など）

5.許認可等を要する業種はそれを取得していること

※ご利用にあたっては、ご融資の条件等からご要望に沿えない場合がございます。

資金制度のスキーム

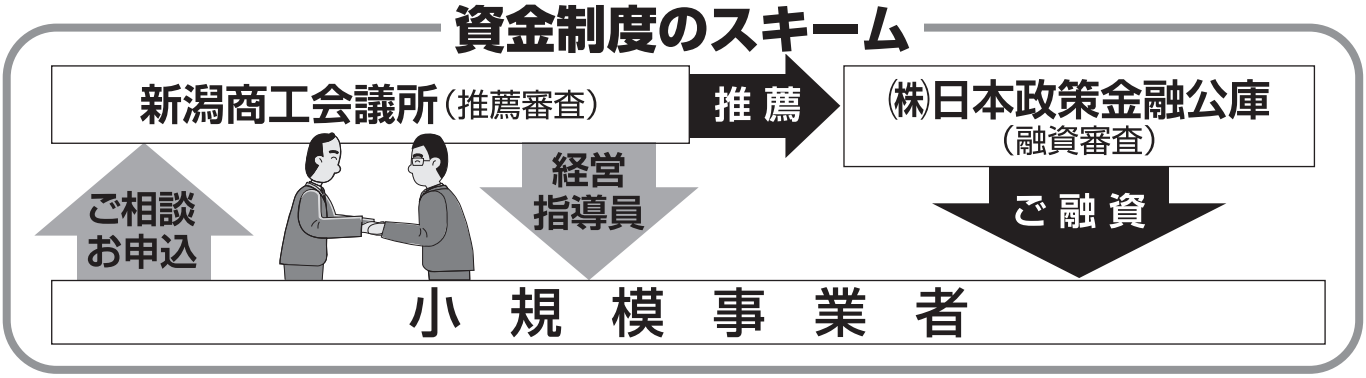

ご相談の時は下記書類をご用意ください

◎**個人事業**
・最近2ヵ年分の決算書・確定申告書（控）
・最近の試算表（作成していない場合は月別の売上高及び仕込高（メモ））

◎**法人企業**
・最近2ヵ年分の決算書・確定申告書（控）（勘定科目明細書を含む）
・決算後3ヵ月以上経過している場合は最近の試算表（3ヵ月以内のもの）

★**その他**
・設備資金の申込の場合は見積書
・借入金のある場合は銀行別の払込案内書・返済予定表など

ご相談希望の方は、下記にご記入の上FAXにて
新潟商工会議所 FAX.025-290-4421 までご送信ください。

会社名：	担当者：
住　所：	
TEL：	FAX：
業　種：	
従業員数　　名（役員・パート従業員を除く）	

※ご記入いただいた内容はマル経融資制度の利用・申請以外の目的には使用いたしません。　（経営相談課）

2019.12